

令和5年度 第3回岡崎市入札監視委員会 定例会議 議事録

- 1 会議の日時 令和5年11月21日(火) 午後2時25分～午後3時35分
- 2 会議の場所 岡崎市役所 西庁舎7階 702号室
- 3 出席委員 委員長 櫻井 敬子(弁護士)
(委員数4) 委員 太田 成紀(公認会計士)
委員 竹内 孝治(大学准教授)
委員 齊藤 由里恵(大学准教授)
- 4 出席した事務局職員
松谷契約課長
三島主任主査、岩井主任主査
水越主任主査、大竹主査、佐藤主査
- 5 概 要
 - (1) 契約課長あいさつ
 - (2) 報告事項
 - ・入札及び契約手続の運用状況(対象期間:令和5年7月～9月)
 - ・入札参加停止の状況(対象期間:令和5年7月～9月)
 - (3) 抽出対象工事等の審議
対象期間:令和5年7月～9月
 - ・一般競争入札 7件
 - ・指名競争入札 3件
 - ・随意契約 1件
 - (4) その他
 - ・次回の定例会議について
次回の定例会議の日程は令和6年2月6日(火)午後2時45分からとなった。

<主な質疑>

質 問・意 見 (委員)	回 答 (岡崎市)
<p>【報告事項】</p> <p>1 入札及び契約手続の運用状況 (対象期間：令和5年7月～9月)</p> <p>○岡崎市の発注の平準化が進んでいないとのことだが、4月の契約件数を増やすという取組を始めたのはいつか。</p> <p>○では、令和4年度の平準化率には、その取組の影響はないということでしょうか。</p> <p>○4月の契約件数を増やす取組の効果が限定的になったのはなぜか。</p> <p>○岡崎市の平準化の状況は愛知県と比較してどうか。</p> <p>○平準化を推進するための方策は他に何かあるのか。</p> <p>○平準化率は地域差があるのか。</p> <p>○平準化がなされていないと不調が増えるのか。</p> <p>○第2四半期に発注が特に増えたのはなぜか。</p>	<p>○令和4年度末、令和5年3月からです。</p> <p>○はい。</p> <p>○令和5年3月からは、担当課の予算措置が間に合わなかったため、件数がそれほど増えなかったと考えています。</p> <p>○岡崎市の平準化率は令和4年度に0.46、愛知県の平準化率は令和3年度に0.49です。(国が求める数値は0.8。)</p> <p>○予算の繰越し、補正予算、債務負担行為の設定などで年度をまたぐ工事ができるようにすることで、年度当初の工事の稼働率が上がり、平準化率が向上していきます。</p> <p>○全国の地域差については手持ち資料がないためわかりませんが、県内では豊田市、碧南市、小牧市、扶桑町の平準化率が全国平均(0.61)より高い状況にあります。</p> <p>○発注が集中した期間は技術者の専任の関係もあり、不調が増える傾向があります。そのため、平準化することで不調も減らせると考えています。</p> <p>○第1四半期に発注したかったが、上下水道局のイベントや6月の大雨等により遅れたため、現状のようになったと考えております。</p>

注意欲の差がはっきりとした入札となりました。

橋りょうの点検は道路法により、5年に1度、近接目視による点検が義務付けられ、今後も点検業務は定期的に発注されるため、実績や経験を積んでおきたい意向もあり、落札率は低くなつたと推測されます。

3 下水道管渠築造工事（岡崎市舞木町地内）

○落札率が高い要因は何か。

○この工事は、令和7年度秋の完了期限で計画されている、本宿駅周辺地区拠点整備の広域観光交流拠点に接続する下水道工事を進めるため、名古屋鉄道本線の軌道下を横断する推進工事を含む、延長178mの管渠を布設する工事です。

鉄道軌道下を横断する推進工事を行うことから、一般的な工事現場より安全に配慮することや、軌道下の推進工事箇所については夜間施工になること、また2軒の家屋調査を行うことになっており、一般的な工事現場より制約が多く、また難易度も高いことから落札率が高くなつたと思われます。

入札に参加した業者は3者ありましたが、2者の入札額が予定価格を超えているため無効となり「小原建設株式会社」が落札しました。

4 里山林整備業務（岡崎市岩津町地内）

○落札率が高い要因は何か。

○本業務は、岩津天満宮の西側にある岩津城跡に里山林がございまして、樹木の繁茂により不健全な森林となっていることから、森林整備である樹木の伐採や竹をチップにし遊歩道等に敷きならす業務でございまして。

落札率が高い理由ですが、履行可能な業者を指名してはおりますが、実際は難易度の高い伐採となり、受注意欲が低かったことが原因ではないかと推測されます。

5 道路整備工事（週休2日）（岡崎市鴨田

南町地内 市道鴨田南町3号線)

○参加者が多い要因は何か。

○入札額が同額になったら、どのように落札者を決めるのか。

6 岡崎市民病院病棟地下1階剖検室・霊安室改修建築工事（岡崎市高隆寺町地内）

○不調になった要因（参加者がいなかった要因）は何か。

○本工事は、地元からの要望により、老朽化した道路側溝の布設替えを行う工事です。

20 者の入札参加申し込みがあり、2 者が最低制限価格を下回り失格となっています。15 者が最低制限価格と同額であったため、くじの結果、株式会社ディヴェロップが落札しました。

一般的な道路整備工事のため難易度も低く、交通規制の影響を受ける人も限られ調整が容易であるため、参加者が多くなったと思われます。

○あいち電子調達共同システムに電子くじの機能があり、それで落札者を決めています。発注者や入札者の恣意的な要素は入りません。

○本工事は岡崎市民病院病棟地下1階剖検室・霊安室の老朽化による改修工事になります。

この工事は前回の委員会でも抽出された工事になります。その際に病院内の工事は条件が厳しいため、参加者が敬遠して不調になったのではないかと推察しました。今回2回目の入札で1回目の不調時から修正した点は、解体方法の見直し等を行い再度発注しましたが不調になったものです。発注課に不調の原因を確認したところ、建築資材の高騰や人手不足による施工費の急激な上昇など設計価格と実際の工事費用に乖離があったためとのことでした。

その後、市の単価では入札困難と判断し、市民病院を施工した業者に見積り聴取を行い、金額を見直して単価に反映し、10月に3回目の一般競争入札を行った結果、「小原建設株式会社」が落札しました。

7 (仮称) 市営大樹寺住宅新築工事 (第 1 工区) (岡崎市大樹寺二丁目地内)

○契約金額が高い要因は何か。

○本工事は、建物構造が鉄筋コンクリート構造で、9階建て67戸の延べ床面積3989m²の市営住宅の新築工事です。エレベーターの設置、放課後児童クラブや集会所の併設、外構工事も含まれていることから契約金額が高くなりました。

入札に参加した業者は3者ありましたが、2者の入札額が予定価格を超えているため無効となり「丸ヨ建設工業株式会社」が落札しました。

8 土地家屋経年異動判読及び地番図家屋図修正業務 (岡崎市全域)

○契約金額が高い要因は何か。

○本業務は、固定資産税事務に必要な土地家屋の現況を的確かつ効率的に把握するため、岡崎市全域の航空写真撮影、写真地図データの作成、経年異動箇所の調査、滅失家屋撮影、あわせて岡崎市地図情報システムにおける地番図及び家屋図について、今年1月から12月までの1年間分の移動分を加除し、賦課期日である令和6年1月1日現在の内容に修正するものです。

金額が高い要因といたしましては、業務内訳として、航空写真撮影業務で約2千万、土地家屋経年移動判読調査業務で約2,300万、岡崎市地図情報システム地番図家屋図修正業務で約1,900万円、滅失家屋撮影業務で約340万円と、業務内容が多く、設計金額が高額であることが要因です。

また人件費の上昇、機械費の物価上昇等により前年度より高額となっていることも要因のひとつです。

9 八帖クリーンセンターし尿処理施設補修工事 (岡崎市八帖南町地内)

○随意契約とした理由は何か。

○本工事は、八帖クリーンセンターし尿処理施設における主要な水処理、汚泥処理及び付帯設備の補修工事を行い、設備の性能回復を

10 市営岩津住宅1号棟外部改修工事(週休
2日)(岡崎市岩津町地内)

○不調となった理由は何か

○調査基準価格や失格基準価格を下回った場合に、業者は案件を履行できるのか?

○2者が同種工事の定義の金額を予定価格と誤認した理由として考えられるものはあるか。

○週休2日工事の金額は割高になるか。

11 岡崎市立常磐南小学校外部改修工事(週
休2日)(岡崎市田口町地内)

○再度入札・不落随契となった理由は何か

図ることを目的とする工事です。

契約の相手方は、対象設備が、「株式会社クボタ」により、設計・製造・設置された設備で、補修工事を行うためには、当該設備に係る技術的知識が不可欠であるため、当該業者の維持管理部門を担う「クボタ環境エンジニアリング株式会社 中部支店」と随意契約をしたものです。

○本工事は、市営岩津住宅1号棟の外壁の補修及び屋根の防水工事です。

1回目の入札時に2者の入札参加申し込みがありました。2者とも失格基準価格以下のため失格となりました。発注課に原因を確認したところ、事後公表である旨を十分理解せず、入札説明書に記載の同種工事の定義の金額を予定価格と誤認したためとのことでした。

その後、8月下旬に一般競争入札を行った結果、酒井建設株式会社が落札しました。

○履行可能であると考えますが、工事の質、安全面、労働者の賃金などにしわ寄せがいくことが懸念されます。

○誤認した理由はわかりませんが、今までの経験則で、同種工事の定義の金額から入札金額を推測した、もしくは、週休2日工事の積算に不慣れであったために、予定価格と入札価格にギャップが生じて不調になったと考えています。

○割高になります。

○本工事は、岡崎市立常磐南小学校の北棟、屋内運動場等の外壁の補修及び屋根の防水

	<p>工事です。</p> <p>1 回目の入札時に 3 者の入札参加申し込みがあり、3 者とも予定価格超過のため無効となりましたが、もう少しで予定価格に達するというので、条件を変えずに速やかに再度入札を行いました。しかし、予定価格を再び超過したために不落随契を行ったものです。不落随契先は、総合評価の評価値により、株式会社中根組と随意契約をしました。</p> <p>予定価格税抜き 5,973 万円に対し、2 回目の中根組入札額 6,000 万円の差 27 万円の超過により無効になりました。令和 5 年度から総合評価落札方式対象工事全件を予定価格事後公表にしたための弊害と思われます。</p>
<p>【その他】</p> <p>1 <u>中間報告書の提言について</u></p> <p>○②の提言には、「適切な時期に入札が行えるように」という文言があるが、これは不調対策を意識しているのか。</p> <p>○提言は広がりを持った表現とするのか、それとも具体的な表現とするのか。</p>	<p>○これまでの委員の方から御指摘いただいた「事業者の積算能力を高めるための予定価格事後公表は必要であるが、現状を過渡期ととらえ、再入札になったときに不調を防ぐための手を検討すべき」という点と「今後建設業界から設計できる人間が少なくなっていくことが考えられるので、対策が必要」という点を中間報告書の提言としてまとめました。</p> <p>具体的には、「①総合評価落札方式対象工事における、発注者受注者双方への負担を軽減する施策の検討」と「②建設業界における労働者不足を踏まえた入札制度の検討」という提言です。この 2 案を、中間報告書の提言として、盛り込ませていただきたいと思います。ご意見を頂戴できればと思います。</p> <p>○そのとおりです。</p> <p>○決まりはない。</p>

○それであれば、②の提言について、制度を検討するだけでなく、目的を達成するための方策まで踏み込んだほうがよいと思う。

○②の提言について、建設業界に絞る理由は何か。

○①の提言について、予定価格事後公表を継続しつつ、受注者発注者双方の負担を軽減するとある。提言の内容が相反するように思えるが、実現できるように検討してほしい。

○承知しました。

○工事の入札では、専任の技術者をたてて入札を行います。そのため、最近では技術者不足による不調が起こっていることを把握しています。そのため、この提言では建設業界に絞っています。

○先進自治体の取組を参考にして、予定価格事後公表の継続と負担軽減の両立を図っていきたいと考えております。